

第2回 名大本番レベル模試 世界史

解答・解説・採点基準

全4問 90分 200点満点

問題I (50点)

採点基準

問1 各2点

問2 2点

問3 (基準の合計13点→10点満点)

〔リキニウス・セクスティウス法①〕 コンスル／執政官のうち1人を平民から選ぶ 3点

- ・ 「コンスル／執政官」という語がない場合は2点のみ
- ・ 「平民から選ぶ」という点に言及していない場合は不可

〔リキニウス・セクスティウス法②〕 公有地の占有を制限する 1点

〔ホルテンシウス法〕 平民会の決議を元老院の承認なしに国法とする 3点

- ・ 「元老院の承認なし」という点に言及していない場合は2点のみ

〔法律制定の意義①〕 身分闘争が終結した 4点

- ・ 平民と貴族の政治的（法的）権利が対等となったことが述べられていれば広く表現を認める
- ・ 「平民の政治的権利が拡大した」など、貴族との間で対等な立場となったことがわからないものは2点のみ
- ・ 「平民と貴族が対等となった」など、政治的／法的という点に言及していない場合は2点のみ
- ・ 「政治的に対等となった」など、主語が明記されていない場合は2点のみ

〔法律制定の意義②〕 新貴族（ノビレス）の形成が進み、政治を主導するようになった 2点

- ・ 「裕福な平民と貴族」など「新貴族」を言い換えた表現を用いても可

問4 (基準の合計15点→10点満点)

〔第2回三頭政治〕 オクタウィアヌスはアントニウス・レピドゥスと第2回三頭政治を組織した 4点

- ・ 「アントニウス」「レピドゥス」への言及がない場合はそれぞれ1点ずつ減点

〔アクティウムの海戦①〕 オクタウィアヌスはアントニウスをアクティウムの海戦で破った 4点

- ・ 「アクティウムの海戦」への言及がない場合は1点のみ

〔アクティウムの海戦②〕 アントニウスはクレオパトラと結んだ 1点

- ・ 「クレオパトラ」は「プトレマイオス朝」でも可

〔アウグストゥス〕 オクタウィアヌスは元老院からアウグストゥス／尊厳者の称号を与えられた 3点

- ・ 「元老院から与えられた」という点に言及していない場合は2点のみ

〔プリンケプス〕 オクタウィアヌスは「プリンケプス」（市民のなかの第一人者）を自称した 3点

問5 2点

問6 各2点

問7 (基準の合計17点→10点満点)

〔政策・改革①〕 官僚制を整備した／専制君主政（ドミナトゥス）を強化した 2点

〔政策・改革②〕 職業や身分を固定化・世襲化した／コロヌスの移動を禁じた 2点

〔②の目的〕 税金の確保 1点

〔政策・改革③〕 ソリドゥス金貨（ノミスマ）を作った 2点

〔③の目的〕 貨幣経済・交易の安定化 1点

〔政策・改革④〕 ミラノ勅令でキリスト教を公認した 2点

- 「ミラノ勅令」という語がない場合は不可

〔④の目的〕 帝国としての統一を図った 1点

〔政策・改革⑤〕 ニケーア公会議を主宰した 2点

〔政策・改革⑥〕 首都をコンスタンティノープルに移した 2点

〔政策・改革⑦〕 野戦機動軍（騎兵部隊）を設立した／異民族を兵士に取り立てた 2点

問題Ⅱ (50点)

採点基準

問1 2点

問2 2点

問3 2点

問4 2点

問5

(1) 各2点

(2) 2点 ・「ポタラ宮」も可

問6 1点

問7 (基準の合計 25点→20点満点)

* 貿易政策 (基準の合計 22点→15点)

〔海禁解除①〕 (1684年に) 海禁を解除／緩和した／遷界令を廃止した 3点

〔海禁解除②〕 民間貿易を認めた 3点

〔海禁解除③〕 (①②の政策を) 康熙帝が実施した 1点

〔海禁解除④〕 (①②の背景) 三藩の乱を鎮圧した／鄭氏台湾を帰順させた／国内が安定した 1点

〔海禁解除⑤〕 (①②の結果) 交易が活性化した 2点

- ・ 貿易が発展した旨が述べられていれば広く表現を認める

〔海禁解除⑥〕 (①②の結果) (国外から) 大量の銀が流入した 3点

〔欧米船舶の来航制限①〕 (1757年に) 欧米船舶の来航を広州1港に限定した 3点

- ・ 欧米／ヨーロッパと特定せず単に「外国船」などとしている場合は1点のみ

〔欧米船舶の来航制限②〕 公行に (広州での) 関税徴収を請け負わせた 3点

- ・ 公行に貿易を管理させた旨が述べられていれば広く表現を認める

〔欧米船舶の来航制限③〕 (①②の政策を) 乾隆帝が導入した 1点

〔欧米船舶の来航制限④〕 (①②の結果) 欧米諸国との貿易が国家に管理された 2点

- ・ 国家が欧米諸国との貿易を管理／制限した旨が述べられていれば広く表現を認める
- ・ 欧米／ヨーロッパと特定せず単に「外国」などとしている場合は1点のみ

* 地底銀制の導入 (基準の合計 10点→10点)

〔地丁銀制の導入①〕 地丁銀制を導入した 1点

〔地丁銀制の導入②〕 (①の内容) 人頭税 (丁税) を土地税 (地稅／地銀) に組み込んだ 3点

- ・ 「人頭税を廃止した」など土地税への一本化が明らかにされていない場合は1点のみ

〔地丁銀制の導入③〕 (①の背景) 貧農の増加／虚偽申告によって徴税が滞った 1点

- 地丁銀制導入の目的という文脈で述べていても可

〔地丁銀制の導入④〕（①の政策を）康熙帝が開始した／雍正帝が全国的に施行した 1点

〔地丁銀制の導入⑤〕（①の結果）郷紳が国家に代わって地方行政を担った 3点

- 地丁銀制の導入と関連付けていない場合は加点しない
- 「郷紳が勢力を拡大した」など、国家に代わる存在となったことに言及していない場合 1点のみ

〔地丁銀制の導入⑥〕（⑤の背景）国家が地方の農民を管理する必要がなくなった 1点

問8 1点

問9 2点

問10

(1) 2点

(2) (基準の合計4点→4点満点)

〔方法〕理藩院が行政／軍事を統括した 2点

- 「理藩院」の語がなければ不可
- 「行政／軍事を統括した」は「(地方に) 将軍／大臣を派遣した」でも可

〔特徴〕現地の慣習／宗教／統治方式が尊重された 2点

- 現地の慣習が維持された旨が述べられていれば広く表現を認める
- 地域個別的な「モンゴル王侯／ダライ＝ラマ／ペグが支配した／チベット仏教を保護した」は 1点のみ

問11

(1) 2点 ・「小中華意識」も可

(2) 2点

問12 2点 ・「兩属」という語が含まれていれば広く許容する

問題Ⅲ (50点)

採点基準

問1

- A 1点
- B 1点
- C 1点
- D 1点
- E 1点

問2 5点 ・完答

問3

(1) 2点

(2) (基準の合計21点→12点満点)

〔ニューディール①〕ニューディール(政策)をおこなった 1点

〔ニューディール②〕銀行を救済した／金本位制を停止した／金の輸出を停止した 1点

〔農業調整法①〕農業調整法(AAA)を制定した 2点

〔農業調整法②〕農産物の価格を引き上げた／農産物の生産を制限した 2点

- ・ 「農産物の生産量を調整した」「農作物の価格の下落を防いだ」も可

〔全国産業復興法①〕全国産業復興法(NIRA)を制定した 2点

〔全国産業復興法②〕(工業製品の)カルテル協定／価格協定を認めた 2点

- ・ 「企業間の競争を制限した」なども可

〔全国産業復興法③〕団結権／団体交渉権を認めた 2点

- ・ ワグナー法の内容とした記述もここで加点する

〔ワグナー法①〕ワグナー法を制定した 2点

〔ワグナー法②〕(①の背景として)全国産業復興法が違憲とされた 1点

〔テネシー川流域開発公社①〕テネシー川流域開発公社(TVA)を興した 2点

〔テネシー川流域開発公社②〕公共事業を創出した 2点

〔テネシー川流域開発公社③〕雇用の確保を図った／失業者を減らそうとした 2点

(3) 2点

問4 2点

問5

- (1) 2点
- (2) 2点

問6 (基準の合計12点→12点満点)

* 国際連盟設立の目的（基準の合計7点→4点）

〔国際連盟が設立された目的①〕（国際的な）平和の維持を目的とした 3点

〔国際連盟が設立された目的②〕（①は）集団安全保障の原理に基づいていた 3点

〔国際連盟が設立された目的③〕（国際連盟は）ウィルソンによって／十四カ条で提案された 1点

* 国際連盟の機能の限界（基準の合計11点→8点）

〔機能の限界①〕アメリカは国際連盟に参加しなかった 2点

〔機能の限界②〕（①の理由）上院が反対した 1点

- 「国際的な負担を嫌った」「孤立主義をとった」なども可とする

〔機能の限界③〕ドイツ／敗戦国を除外した 2点

〔機能の限界④〕（社会主義国であった）ソ連を除外した 2点

〔機能の限界⑤〕制裁手段が経済制裁だけであった 2点

- 「軍事制裁は科せなかった」も可とする

〔機能の限界⑥〕総会は全会一致が原則だった 2点

問7

(1) 2点

(2) 2点

(3) 2点

問題IV (50点)

採点基準

(基準の合計 60 点→50 点満点)

* 全盛期 (基準の合計 48 点→30 点)

[全盛期①] (対象となる時期は) フェリペ 2 世の治世に当たる 2 点

- ・ フェリペ 2 世の名に言及していれば表現は幅広く許容
- ・ 以下の加点要素は [全盛期] [衰退期] のいずれの文脈でも可

[全盛期②] ネーデルラント/ナポリ/シチリア (などの広大な地域) を領有した 3 点

- ・ ネーデルラントなどの地域名を書かず単に「広大な地域を領有」とした場合は 1 点のみ

[全盛期③] フランス/神聖ローマ帝国は国内が混乱状態にあった 4 点

- ・ いずれかの国を例に挙げてスペインの相対的優位が説明できていれば表現は幅広く許容

[全盛期④] イタリア戦争を終結させた/カトー=カンブレジ条約を結んだ 2 点

[全盛期⑤] アメリカ大陸から大量の銀が流入した 4 点

[全盛期⑥] (⑤の具体例) ポトシ銀山 2 点

[全盛期⑦] ネーデルラントは商工業が発展していた/アントウェルペンは世界貿易の中心地だった 3 点

[全盛期⑧] (フェリペ 2 世は) カトリックの擁護者/盟主を自任した 2 点

[全盛期⑨] イギリス女王メアリ 1 世と結婚した 2 点

[全盛期⑩] レパントの海戦でオスマン帝国に勝利した 4 点

- ・ 「オスマン帝国に勝利した」は 2 点のみ
- ・ 「オスマン帝国」「勝利」のいずれかが欠けている場合は不可

[全盛期⑪] オスマン帝国の地中海西部への進出を阻止した/ヨーロッパ方面の進出をやわらげた 2 点

- ・ 「オスマン帝国が地中海の制海権を失った」かのように読める記述は事実誤認のため不可

[全盛期⑫] (フィリピンの) マニラをアジア交易の拠点とした 4 点

- ・ 「マニラ」「アジア交易」のいずれかのみは 2 点のみ
- ・ 「アジア交易」の代わりに中国 (商人) と交易をおこなったことに言及しても可

[全盛期⑬] ガレオン貿易/アカプルコ貿易を展開した 2 点

[全盛期⑭] ポルトガルを併合/同君連合を結成した 2 点

[全盛期⑮] (⑭により) ポルトガルの海外植民地/交易の利権を手に入れた 2 点

[全盛期⑯] (⑮により) 「太陽のしずまぬ国」と呼ばれた 4 点

- ・ ポルトガルと結び付けられていないものは 2 点のみ

[全盛期⑰] エル=グレコ/セルバンテスが活躍した 4 点

- ・ 「セルバンテスが『ドン=キホーテ』を書いた」は 16 世紀後半の出来事ではないので事実誤認だが作者名に対し 2 点のみ与える
- ・ 「文化を保護した」など固有名詞に言及していないものは 2 点のみ

* 衰退の始まった時期 (基準の合計 44 点→30 点)

[衰退期①] カトリック政策/対抗宗教改革を推進した 2 点

- ・ 「異端審問をおこなった」「強権的な宗教政策をおこなった」も可

[衰退期②] (①の具体例) ネーデルラントのカルヴァン派 (ゴイセン) を弾圧した 2 点

- ネーデルラントに言及していないものは不可
- [衰退期③] (②の結果) オランダ独立戦争が勃発した 4点
- 「独立運動が起こった／独立した」など戦争名に言及していない場合 2点のみ
- [衰退期④] ネーデルラントの独立をイギリスが支援した 4点
- [衰退期⑤] ネーデルラント/イギリスの私拿捕船（私掠船）の攻撃を受けた 4点
- 国名がないものは 2点のみ
- [衰退期⑥] (⑤により) 銀の供給量が激減した 4点
- [衰退期⑦] イギリスとのアルマダ海戦に敗北した 4点
- 国名・アルマダ（無敵艦隊）・敗北のすべて揃ったもののみ加算
- [衰退期⑧] (⑦は) 制海権を失った／失う契機となった 4点
- [衰退期⑨] ユグノー戦争に介入した 2点
- [衰退期⑩] 富が戦争／宮廷のために費やされていた 4点
- [衰退期⑪] ユダヤ人／ムスリムを追放した 2点
- [衰退期⑫] (⑪により) 商工業が衰退した／(⑪の人々は) 商工業の中心を担った 4点
- [衰退期⑬] (⑩／⑪／⑫により) スペインでは国内産業の育成が進まなかった 2点
- [衰退期⑭] イギリス／オランダの追い上げ（経済発展）が進んだ 2点